

富士見市のケアマネジメントに関する基本方針

令和2年4月 高齢者福祉課

1. 策定の趣旨及び本市の状況

介護支援専門員は介護保険法並びに関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と利用者への深い理解により、自立支援・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

この介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を、市と介護支援専門員等ケアマネジメントを担当する職員（以下「介護支援専門員等」という。）で共有することを目的とし、「富士見市のケアマネジメントに関する基本方針」を策定しました。

本市の介護認定率の状況は、全国平均は下回っているものの、埼玉県や近隣他市の平均と比較すると若干高く、特に要介護3以上の重度認定者の割合が近隣他市と比較して高くなっております。

こうした市の特性や、今後の後期高齢者数の増加を踏まえ、居宅介護（介護予防）支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所におかれましては、本基本方針の内容を踏まえ、自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントを実施していただきますようお願いいたします。

2. 居宅介護支援に関する基本方針について

「富士見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）に基づき、基本方針を以下のとおりとします。

居宅介護支援に関する基本方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

- ③ 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定居宅サービス等が特定の種類又は事業者等に不当に偏らないよう、公正中立に行います。
- ④ 市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険サービス事業者、指定特定相談支援事業者（障害者支援）等との連携に努めます。
- ⑤ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、主治医を含めた医療関係者との連携に努めます。
- ⑥ 自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑦ その他、「居宅介護支援の具体的取扱方針」は、基準条例第15条を踏まえて行います。

3. 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントに関する基本方針について

「富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「予防基準条例」という。）、及び「富士見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に基づき、基本方針を以下のとおりとします。

介護予防支援に関する基本方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、重度化防止を目指します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が適切に選択できるよう支援し、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定介護予防サービス等が特定の種類又は事業者等に不当に偏らないよう、公正中立に行います。
- ④ 市、地域包括支援センター、他の指定介護予防（居宅介護）支援事業者、介護保険サービス事業者、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、その他地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

- ⑤ 利用者の介護予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に努めます。
- ⑥ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定します。
- ⑦ 自らその提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑧ その他、「介護予防支援の具体的取扱方針」は、予防基準条例第32条を踏まえて行います。
- ⑨ 介護予防ケアマネジメントについては、これまで発出している通知や様式、マニュアル等に則り策定します。

4. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて

ケアマネジメントの質の向上を達成するため、介護支援専門員等及び市は、相互に協力しながら以下について取組みます。

(1) 介護支援専門員等

- ① ケアマネジメントに関する研修会やケアプランの自己点検等を通じて、資質の向上に努めます。
- ② 医療・介護等関係分野における多職種との連携・協働への積極的な取組により、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- ③ 「物忘れが気になる人の受診のための情報シート」等、様々なツールを有効に活用しながら、関係者との連携強化に努めます。
- ④ 埼玉県が作成した『自立支援型ケアマネジメントのためのアセスメントマニュアル』を参照し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの作成に努めます。

(2) 市

- ① 実地指導、ケアプランの点検等を通じて介護支援専門員等への支援を行います。
- ② 地域ケア会議の開催などにより、多職種との連携・協働の体制づくりを構築するとともに、地域の多様な社会資源について情報を整理し提供します。